

関係私立幼稚園設置者様

大阪府教育庁私学課長

令和8年度大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金の支給申請書の提出について（依頼）

日ごろから本府私学行政の推進に御協力を頂きお礼申し上げます。

標記のとおり、物価高騰の影響を受ける私立学校の設置者を対象とした、経営支援を目的とする大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金（以下「一時支援金」という。）を支給します。

つきましては、別添「大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給規則」及び「大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給要綱」並びに下記事項を御確認の上、一時支援金支給申請書を御提出ください。

記

1 支給要件

次のいずれにも該当する設置者に対し一時支援金を支給します。

- 1 令和8年5月1日時点で大阪府から設置認可を受けている対象施設を設置していること。
- 2 一時支援金の支給を申請した日に、幼稚園を休止・廃止していないこと。
- 3 令和8年度に「大阪府私立幼稚園経常費補助金交付要綱」に定める補助金の交付決定を受けていること。

2 支給額

令和8年5月1日時点の幼稚園ごとの園児数（学校基本調査で回答したもの）に応じ、下表に定める一時支援金の額を支給します。

（幼稚園分抜粋）

対象学校又は課程	区分	一時支援金の額
幼稚園	300人以下	68,000円
	301人以上500人以下	180,000円
	501人以上	252,000円

3 提出書類

- （1）一時支援金支給申請書（別添1（様式1））
※園児数は、令和8年5月1日現在のものとする。
※申請を希望する場合は、提出書類（1）「一時支援金支給申請書」を園単位で作成すること。
（同一法人内の複数の幼稚園が申請する場合、それぞれ様式を作成。）

4 提出期限及び提出方法等

- （1）提出期限
令和8年10月23日（金）18時【厳守】

(2) 提出方法

大阪府行政オンラインシステムから申請

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/a8a52117-18b5-443f-bb70-df9a18065af0/start>

※提出書類のファイル名は「【幼稚園番号】【〇〇幼稚園】大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給申請書」としてください。

(例)「【012345】【大阪幼稚園】大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給申請書」

5 留意事項

- ・支給申請書の作成にあたっては、様式に記載された注意事項及びFAQを御確認ください。
- ・新制度園については、本支援金ではなく、福祉部所管の社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金の対象となります。

※大阪府ホームページに様式等を掲載しています。

大阪府 HP : <https://www.pref.osaka.lg.jp/o180160/shigaku/youchien/bukkashienr8.html>

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 遊津・人見 電 話 : 06-6941-0351 (内線 4860) / 06-6210-9273 (直通) E-mail : shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp
